

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和5年9月
愛 荘 町

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第6条第1項に基づく農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「構想」という。）をここに定める。

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 農業の概要

本町は、滋賀県の湖東平野の東部に位置し、その立地条件を生かして水稻・麦・大豆を主体とする土地利用型農業、また、地域ブランド農産物（地域を代表する農産物）として「秦荘のやまいも」の普及・拡大を展開してきたが、近年、経営の発展を図るため、一部の農家では施設園芸の導入などが盛んとなっている。

特にこのような施設園芸において、担い手を中心に高収益性の作目、作型を導入するなど産地化の取組が展開されている。

また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めているところである。

2 農業構造の現状と課題

本町は、昭和40年代から恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、最近、一層の兼業の深化と若者の農業離れによって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また、最近になって農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

一方、農業就業人口の高齢化や減少、相続の動向、担い手農業者が偏在している状況等からみて、遊休農地が増加傾向にあり、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

3 農業経営基盤の強化の促進に向けた取組方向

このような地域の農業構造の現状およびその見通しの下に、集落・地域での話し合いに基づく「地域計画」の実践を推進するとともに、農地中間管理機構等を活用しながら、農地の集約化を進める。また、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を確保・育成する。

(1) 育成すべき農業経営の所得水準および労働時間

具体的な経営の指標は、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の労働時間と所得を達成する経営体を育成し、これらの経営体が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。目標とする農業経営の所得水準および労働時間の目標は、滋賀県の基本方針を踏まえ次のとおりとする。

年間総労働時間	主たる従事者1人あたり	概ね2,000時間
年間農業所得	主たる従事者1人あたり	概ね500万円
	主たる従業者2人の場合（共同申請）	概ね800万円
	集落営農法人	概ね650万円※1
	新たに農業経営を営もうとする青年等	概ね250万円

（※1 経常利益に役員報酬および主たる従事者に支払う賃金を合算した金額）

(2) 担い手の確保・育成

ア 基本方針

地域農業の維持・発展に向け、担い手を確保・育成するため、集落・地域での話し合いに基づく「地域計画」の策定・実行を推進するとともに、農業経営基盤強化促

進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた経営体（以下「認定農業者」という。）や法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けた経営体（以下「認定新規就農者」という。）の育成、集落営農等地域の実情に即した経営体の育成および農用地の利用集積の推進等、農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

本町は、湖東地域農業センターの下で隣接する彦根市、豊郷町、甲良町、多賀町とともに、農業協同組合、農業共済組合、農業委員会、県農業農村振興事務所等が相互に連携し、農地の適切な利用と担い手の確保・育成に向け、地域ごとの徹底した話し合いを促進する。

望ましい経営を目指す農業者や集落営農組織に対して、県農業農村振興事務所の協力を受けつつ湖東地域農業センターが主体となって経営診断、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の営農改善方策の提示、研修会の開催等を行い、地域の農業者が地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画や青年等就農計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

イ 個別経営等の経営基盤の強化と次世代への継承

認定農業者や認定新規就農者に対しては、農業経営改善計画および青年等就農計画の認定制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農地中間管理機構や農業委員会の支援による農地集積その他の支援措置について集中的かつ重点的に実施されるよう努める

また、農地の分散を解消し、担い手への農地の集約化を図るため、地域や集落との関係を良好に保ちながら担い手同士の話合いを促し、農地の利用調整を進める。具体的には、県、町、農業委員会、農業協同組合等の関係機関が一体となって、農地利用に係る意向把握、担い手同士の意見交換の場の設置、耕作者・地権者に対する集約化への合意形成に向けた助言および集約化に向けた目標地図作成にかかる助言などの支援を行う。

土地利用型経営に対しては、ほ場の大区画化や水田の汎用化による水田野菜等の導入、スマート農業技術の導入等の取組を進めるとともに、地域計画での位置づけや中間管理機構、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して利用権設定等を進めることにより効率的で生産性の高い農業を推進する。

経営規模の拡大を志向する農家と多品目野菜や施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

特に、近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、認定農業者や認定新規就農者等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止および解消に努める。

併せて集約的な経営展開を助長するため、県農業農村振興事務所と東びわこ農業協同組合の指導の下に、収量・品質の向上やコスト低減による利益改善、新品目の導入による経営の複合化、6次産業化による経営の多角化、販売チャネルの開拓、異業種との連携等経営力の強化に資する取組を推進する。

大規模な担い手に対しては、円滑な経営の継承が行えるよう経営継承計画の作成について働きかけを行う。

なお、農業経営改善計画の期間が終了する認定農業者に対しては、その改善計画の達成状況の評価・分析と、新たな計画の策定支援を行う。

ウ 集落営農組織の継続性の確保

集落営農組織に対しては、地域との関わりを高め集落内の共同活動を継続、発展

させるとともに、将来に備えた集落内外からの人材の受け入れや近隣組織との連携、専従者の雇用など、地域の実情に合った人材の確保・育成に向けた取組を進める。

エ 女性農業者の経営参画

女性農業者については、女性の視点を活かした農業経営の発展につなげるため、家族経営協定の締結や農業経営改善計画の共同申請への参加を通じ、女性が農業経営においてその能力を発揮できる場の拡大を図る取組を進める。

オ 新規就農者の確保・育成

新規就農者の確保・育成に向けて、滋賀県や関係団体と連携をとり、新規学卒者や他産業からの就農を希望する者など多様なニーズを的確に把握し、円滑な就農への取組を進める。

また、新規就農者に対する農地の確保については、町、農業委員会、農地中間管理機構など各組織が役割分担しながらあっせん等各種取組を進める。就農に当たっては、効率的かつ安定的な農業経営に発展できるよう滋賀県や東びわこ農業協同組合、農業委員会、湖東地域農業センターなどの関係団体と連携して青年等就農計画制度の普及を推進するとともに、就農後は、早期の経営安定に向けた栽培技術の習得や経営管理能力の向上に向けた指導や研修などの支援策を講じる。

さらに、独立自営する青年に対しては、青年等就農計画の策定支援を行い、認定（認定新規就農者）へとつなげることで、経営開始資金の補助や無利子の青年等就農資金の利用等が図れるように支援を行う。

青年等就農計画の期間が終了する認定新規就農者に対しては、その計画の達成状況を評価・分析し、農業経営改善計画の認定申請に向けた支援を行う。

4 地域の実情に即した意欲ある農業者の位置付け

効率的かつ安定的な農業経営を営む者の育成を基本としつつ、これまで地域の農業の維持発展に重要な役割を果たしてきた意欲ある農業者を地域の実情に即した担い手として位置付け、滋賀県や関係団体との連携により、農業経営改善計画の認定に向けた支援および育成を行う。

なお、農業経営改善計画の認定に当たっては、計画の認定を希望する農業者の経営規模に関わらず、土地利用型農業、施設園芸農業および複合経営等、農業経営改善計画に記載される経営内容や目標とする所得水準等の達成の可能性を考慮し判断する。

また、担い手が不在もしくは少ない地域においては、「半農半X」を実践する人なども地域計画の目標地図における地域内の農業を担う者に位置付けるなど、多様な農業者による農業への新規参入や農地の有効利用を図る。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、本町における主要な営農類型を示すと次のとおりである。

1 土地利用型

(1) 個別経営

営農類型	労働力	経営規模	生産方式	その他
水田作	主たる従事者 1名 補助的従事者 1名 農繁期臨時雇用	【経営面積】 水田 2.7ha	【資本装備】 トラクター（50ps級） 2台 田植機（6条側条施肥） 1台 コンバイン（4条刈） 1台 コンバイン（大豆用） 1台 乾燥機（53石） 2台	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・家族経営協定の
		【作付面積等内訳】 水稲 = 1.8ha 麦 = 0.9ha		

		大豆 = 9 ha	他 【その他】 ・麦乾燥調製は外部委託を推奨 ・麦、大豆は二毛作 ・農用地は2 ha 程度に団地化	締結に基づく給料制、休日制の導入
水田作と施設野菜の複合経営	主たる従事者 2名 農繁期臨時雇用	【経営面積】 水田 2.5 ha ハウス 1,000 m ² 【作付面積等内訳】 水稻 = 1.7 ha 麦 = 8 ha 大豆 = 8 ha 施設野菜 = 0.1 ha	【資本装備】 トラクター (50 p s 級) 2台 田植機 (6条側条施肥) 1台 コンバイン (4条刈) 1台 コンバイン (大豆用) 1台 乾燥機 (53石) 2台 他 【その他】 ・麦乾燥調製は外部委託を推奨 ・麦、大豆については二毛作 ・農用地は2 ha 程度に団地化	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入
水田作と酪農の複合経営	主たる従事者 3名 農繁期臨時雇用	【経営面積】 9 ha 【作付面積等内訳】 水稻 = 6 ha 飼料稲 (WCS) = 3 ha 飼養頭数等 経産牛 = 40頭	【資本装備】 トラクター (30 p s 級) 1台 田植機 (5条側条施肥付) 1台 コンバイン (3条ゲレンダ付) 1台 バルクローラー 1台 パイプラインミルクカー 1台 堆肥化施設 1基 排水処理施設 1基 ホイールローダー 1台 【その他】 ・水稻はJAのCE利用 ・飼料用稲の刈取りは委託	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・社会保険制度の加入

(2) 法人経営

営農類型	労働力	経営規模	生産方式	その他
水田作と露地野菜の複合経営	主たる従事者 2名 常時雇用 3名 農繁期臨時雇用	【経営面積】 水田 = 60 ha 【作付面積等内訳】 水稻 = 40 ha 麦 = 20 ha 大豆 = 15 ha 露地野菜 = 5 ha	【資本装備】 トラクター (70 p s 級) 1台 トラクター (60 p s 級) 1台 トラクター (30 p s 級) 1台 田植機 (8条側条施肥) 2台 コンバイン (6条刈) 2台 コンバイン (大豆用) 1台 乾燥機 (70石) 3台 【その他】 ・麦乾燥調製は外部委託推奨 ・麦、大豆は二毛作 ・農用地は2 ha 程度に団地化	・複式簿記記帳の実施 ・青色申告の実施 ・給料制の導入 ・社会保険等への加入

(3) 集落営農経営

営農類型	労働力	経営規模	生産方式	その他
水田作	組合員 30戸	【経営面積】 水田 = 30 ha 【作付面積等内訳】 水稻 = 20 ha 麦 = 10 ha 大豆 = 10 ha	【資本装備】 トラクター (50 p s 級) 2台 田植機 (6条側条施肥) 1台 コンバイン (5条刈) 1台 コンバイン (大豆用) 1台 他 【その他】 ・乾燥調製は外部委託推奨 ・麦、大豆は二毛作 ・農用地は2 ha 程度に団地化	・複式簿記記帳の実施 ・参加農家の状況を総合的に判断して、出役人員を確保

(注) 1 集落営農経営とは、複数の個人または世帯が、共同で農業を営むか、またはこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域の他産業従事者と遜

色ない水準の生涯所得を行い得るもの（例えば、農事組合法人、有限会社の他、農業生産組織のうち経営の一体性および独立性を有するもの。）

- 2 集落営農経営においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として記入するものとする。この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者の所得の平均が第1で掲げた目標に到達することを基本とする。

2 園芸

営農類型	労働力	経営規模	生産方式	その他
施設野菜 専作経営 (軟弱野菜)	主たる従事者 1名 常時雇用 1名 農繁期臨時雇用	【経営面積】 ハウス 5,000㎡ 【作付面積等内訳】 施設野菜(軟弱野菜) = 5,000㎡	【資本装備】 ビニールパイプハウス 5棟 トラクター(25ps級) 1台 管理機 1台 播種機 1台 動力噴霧器 1台 他	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入
施設野菜 専作経営 (果菜類)	主たる従事者 1名 補助的従事者 1名 農繁期臨時雇用	【経営面積】 ハウス 2,500㎡ 【作付面積等内訳】 施設野菜(果菜類) = 2,500㎡	【資本装備】 ビニールパイプハウス 管理機 1台 動力噴霧器 1台 他	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示した新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、本町における主要な営農類型を示すと次のとおりである。

営農類型	労働力	経営規模	生産方式	その他
野菜 施設野菜 専作経営	主たる従事者 1名 農繁期臨時雇用	【経営面積】 ハウス 1,000㎡ 【作付面積等内訳】 施設野菜(イチゴ) = 1,000㎡	【資本装備】 パイプハウス 1,000㎡ 少量土壌培地耕栽培システム (ベンチ、給液、電気設備等) 【その他】 ・イチゴは無加温栽培 ・販売先は庭先7割、市場3割	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・社会保険制度の加入
水田作 土地利用型	主たる従事者 1名 農繁期臨時雇用	【経営面積】 水田 = 10ha 【作付面積等内訳】 水稲 = 10ha 麦 = 6ha 大豆 = 6ha ・麦・大豆は集落営農 対応(基幹労働として 参画)	【資本装備】 ・トラクター(30ps) 1台 ・田植機(5条側条施肥) 1台 ・コンバイン(3条刈) 1台 ・乾燥機(30石) 2台 【その他】 ・麦乾燥調製は外部委託推奨	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・社会保険制度の加入

(注) 地域の実情に即した意欲ある担い手(土地利用型:従事者1名)の農業経営の基本的指標は、

上記の営農類型（土地利用型 水田10ha）に準ずるものとする。

第4 第2および第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保および育成に関する事項

1 農業を担う者の確保および育成の考え方

本町の特産物を安定的に生産し、本町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度およびそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、県農業農村振興事務所、（公財）滋賀県農林漁業担い手育成基金、湖東地域農業センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者および非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修・交流会の実施等の支援を行う。

2 町が主体的に行う取組

本町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、湖東地域農業センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談への対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することが無いよう必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、農地利用効率化等支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本町は、県、農業委員会、農業協同組合、農業大学校等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を次の

役割分担により実施する。

(1) 農業会議、農地中間管理機構、農業委員会

新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

(2) 個々の集落（地域計画の作成区域）

農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチングおよび農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本町は、農業委員会および農業協同組合等と連携して、区域における作付け品目ごとの就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県および（公財）滋賀県農林漁業担い手育成基金へ情報提供する。

また、農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、本町域内に後継者がいない場合は、県および（公財）滋賀県農林漁業担い手育成基金等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう（公財）滋賀県農林漁業担い手育成基金、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携し、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2および第3に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者および新たに農業経営を営もうとする青年等に対する農用地の利用集積に関する目標を、将来の地域における農用地の利用に占める面積シェアについての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者および営もうとする青年等が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
面積シェア 75% (現状値 町：66.8% 県：64.9% [令和4年3月時点])	

(注) 目標年次はおおむね10年先とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況および営農活動の実態等の現状

本町では、米麦を主体とした農業生産が展開されており、農用地の利用については認定農業者、集落営農組織などの担い手への集積が進んでいるが、集積された農地は比較的分散しており、ほ場間の移動が多いことや大規模機械の導入ができないことなど、効率的な作業に支障が生じ、結果として労働時間や経費がかさむことになり、担い手が経営コストダウンを図る上で課題となっている。

また、農業従事者の減少や高齢化による担い手不足等の影響から、近年耕作放棄地が増加しており、併せて、中山間地域等を中心に獣害が拡大し、生産量に多大な影響を及ぼしている。

(2) 地域における農用地の利用集積等将来の望ましい農地利用の在り方

本町では分散農地を担い手に面的に集積しなければ、担い手の経営改善が進まない可能性が高い。また、今後、離農等により一定量の農地が供給されると考えられるものの、受け手の確保、戦略作物の導入、農地の大区画化や汎用化、農業基盤の整備等について適切な施策を講じなければ、平坦地も含め遊休農地化し、本町の農業振興に支障を及ぼすおそれがある。

このため、町、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関が連携し、集落・地域での話し合いに基づく「地域計画」の策定・実行を推進しながら、認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織など効率的かつ安定的な経営体の育成を図り、それらの者に農地中間管理事業等の活用により面的にまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の拡大とともに担い手への農用地の集積を加速し、本町の農地について、効率的な利用を図られることを目指す。

(3) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、以下の施策等を積極的に推進することとする。

ア 認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等効率的かつ安定的な経営体の育成
イ 地域の実情にあわせた多様な農業者の育成

ウ 農地中間管理機構の活用によるアおよびイに対する農地の面的集積の促進

エ 遊休農地解消のための各種施策等の実施。特に、中山間地域や担い手不足地域では、中小経営農家を含め農村の機能維持に重要な役割を果たす経営体の確保を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定や、放牧利用・蜜源利用・省力栽培による保全等による取組

オ 担い手への農用地の集積が一定以上進んだ地域については、県、町、農業委員会、農業協同組合等の関係機関が一体となった担い手同士の農用地の利用調整による集約化の取組

なお、これらの施策の円滑な推進のため関係機関との間で農地に係る情報の共有化を進めるとともに、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構等による指導体制の整備を行う。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本町は、滋賀県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、本町農業の地域特性である複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成および確保を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 平坦部においては、地域計画推進事業を実施し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていけるよう努める。

イ 中山間地域においては、急傾斜で狭あいな農地が多く、水利の悪さに加え、獣害や水害も発生するなど生産条件が不利な上に、高齢化する小規模経営の農業者の離農が

相次いでいるため、施設・機械等の共同化等による集落営農組織の育成を図るとともに、農地中間管理事業を利用した域外からの担い手確保の取組により遊休農地の発生防止に努める。

ウ 特に担い手が不足する地域においては、地域計画の作成を通し、域外からの担い手確保に向けた取組を進める。

エ 農業経営基盤が未整備である地域や老朽化が著しい地域においては、担い手への農地集積や農業の高付加価値化等それぞれの課題に応じ、農地の区画整理や用排水施設など農業基盤の整備や高度化に取り組もうとする地域の活動を支援し、需要の変化に即応し得る生産構造の確立を目指す。

1 地域計画推進事業に関する事項

本町は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、地域の農業者等との協議を行い、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）を定め、その中で地域の農業の将来のあり方や目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地図を明確化し、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業等を通じて農用地について利用権の設定等を促進します。

(1) 法第18条の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

① 協議の場の設置の方法

ア 協議の場の開催時期

開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに農繁期を除いて設定すること。

令和5年度は前半に集落ごとの地域計画の推進の方針などを協議する場を設置し、年度の後半以降、具体的な地域計画の素案に対する協議の場の設置を行う。

令和6年度は年度後半に具体的な地域計画の素案に対する協議の場の設置を行う。

令和7年度以降は必要に応じて協議の場の設置を行う。

イ 開催に係る情報提供の方法

開催に当たっては、町広報紙への掲載やインターネットの利用等に加え、農業関係の集会等を積極的に活用し広く周知を図ること。

ウ 参加者

参加者については、農業者代表、町、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、県を基本とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手および受け手の意向が反映されるように調整を行うこと。

エ 協議すべき事項

(ア) 地域計画の区域

(イ) (ア)の区域における農業の将来の在り方

(ウ) (イ)の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(エ) 農業者その他の(ア)の区域の関係者が(ウ)の目標を達成するためにとるべき農用地の利用関係の改善その他必要な措置

オ 協議の進め方

(ア) 推進体制の整備

地域計画の作成を円滑に進めるため、農業委員会事務局、県、農業協同組合等からなる地域計画推進会議を設置し、地域計画策定に係る方針や役割分担および推進方策などを検討する。

(イ) 協議の場を開催する準備

地域計画策定に向け、集落での話し合いに基づく地域計画の素案作成を推進するとともに、必要に応じて地権者および耕作者へのアンケート調査および広域の担い手との意見交換会を実施し、集落での話し合いにおいて意向が反映されるように努める。

(ウ) 相談窓口の設置

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農林振興課に設置する。

② 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域や、集落や学区など自然的経済的社会的諸条件を考慮し一体として地域の農業の健全な発展を図ることが適当であると認められる区域を基準として、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定する。

様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

③ 地域計画の策定の進め方や地域計画に基づく農用地の利用権の設定等の推進

本町は、地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいた利用権の設定等により担い手への農地の集約化などが進むよう地域計画の実現に向けた支援を行う。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用および農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有および利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がないと判断される場合は、その区域（1～数集落）から一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置および農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改

善に関する事項

カ その他必要な事項

- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款または規約および構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第6-1号の認定申請書を本町に提出して、農用地利用規程について本町の認定を受けることができる。

- ② 本町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

- ③ 本町は、②の認定をしたときは、その旨および当該認定に係る農用地利用規程を本町の掲示板への掲示により公告する。

- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人または特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有および利用の現況および将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等または農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）または当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（特定農業法人を除き、農地所有適格法人となることが確実であると見込まれること、定款または規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第10条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人または特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人または特定農業団体の名称および住所

イ 特定農業法人または特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人または特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等および農作業の委託に関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

- ③ 本町は、特定農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について

利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等または農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等もしくは農作業の委託を受けること、または特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実にできると認められること。

ウ 特定農用地利用規程において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以下の権原に基づき使用および収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等または農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

④ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用および収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等または農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人および特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等または農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 本町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 本町は、(5)の①に規定する団体または当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県農業農村振興事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、湖東地域農業センターとの連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織または担い手の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性につ

いての普及啓発

- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域および作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業委員会、農業協同組合による農作業の受委託のあっせん

農業委員会、農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託または委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせん等に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(3) 地域計画の実現に向けた取組

担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者等による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成および確保の促進に関する事項

本町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、関係機関・団体が連携して、認定農業者育成を支援し、青年新規就農については、青年等就農計画の目標達成に向け、県や（公財）滋賀県農林漁業担い手育成基金等の関係団体と連携を図り農業技術の取得や経営管理能力の向上に向けた指導や研修、各種支援等を図る。

また、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組み、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進するとともに、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本町は、1から4までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本町は農業生産基盤整備その他関連事業の推進に努め、農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。

イ 本町は、愛荘町農業再生協議会にて策定した水田収益力強化ビジョンの実現に向け、地域の特性を活かした産地づくりを進めるために、非主食用米や麦・大豆、地域ブランド農産物等の作付を誘導し、生産者や出荷業者、団体が主体的な経営判断や販売戦略に基づき、需要に応じた米生産の取り組みを推進し、今後の水田農業の発展のためには、米の生産者、出荷業者、団体が主体的な経営判断や販売戦略に基づき、消費者が求める需要に応じた生産を行える環境整備を図る。

ウ 本町は、広域下水道事業の実施を図り、定住条件の整備を通じて農業の担い手確保に努める。

エ 本町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営

基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

①事業の促進

本町は、県下一円を区域として農地中管理事業を行う（公財）滋賀県農林漁業担い手育成基金との連携の下に普及啓発活動を行うことによって同基金が行う事業の実施の促進を図るものとする。

②情報の提供

本町、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした農地中間管理事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

(3) 推進体制等

本町は、農業委員会、県農業農村振興事務所、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地中間管理機構、湖東地域農業センター、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第5で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するため各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成およびこれらへの農用地利用の集積を推進する。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

付 則

この基本構想は、平成22年6月14日から施行する。

この基本構想は、平成23年7月1日から施行する。

この基本構想は、平成26年9月24日から施行する。

この基本構想は、令和4年3月24日から施行する。

この基本構想は、令和5年9月29日から施行する。